年次報告書 (概要)

令和4年6月 参議院情報監視審査会

1 報告書の趣旨及び対象期間

- 本報告書は、審査会規程第22条第1項において、審査会は毎年1回調査及び審査の経過 及び結果を記載した報告書を作成し、会長から議長に提出するものと規定されていること に基づくもの。
- 本報告書は、令和3年10月1日から令和4年4月30日までの活動を対象としている。

2 審査会の任務・権限等

- (1) 審査会の組織等
- (2) 審査会の任務・権限等 (略)
- (3) 審査会の活動
- (4) 審査会の保護措置

3 審査会の活動経過等

- (1)活動経過の概要
 - 対象期間中に審査会を7回開会した。

(2)調査の経過及び結果

①調査の経過

- 令和2年末時点の特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について 調査を行った。
 - ・ 小林国務大臣から政府の年次報告(令和3年6月)について概要説明を聴取した。
 - ・ 内閣官房(内閣情報調査室)から、政府の年次報告についての補足説明及び令和2年 中に適性評価のみを実施した15の行政機関における適性評価の実施の状況についての説 明を聴取し、質疑を行った。
- ・ 内閣官房(内閣情報調査室)から、本審査会の年次報告書(令和2年11月)における指 摘事項に係る政府の対応について説明を聴取し、質疑を行った。
- ・ 内閣府独立公文書管理監から、内閣府独立公文書管理監報告(令和3年6月)について概要説明を聴取し、質疑を行った。
- ・ 令和2年末時点で特定秘密を指定している12の行政機関から、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況等について、それぞれ説明を聴取し、質疑を行った。
- 内閣衛星情報センター(東京都)への委員派遣を行った(特定秘密の提示あり)。
- ・ 内閣官房(内閣情報調査室)から、特定秘密文書の管理について説明を聴取し、質疑 を行った。
- ・ 小林国務大臣及び内閣府独立公文書管理監に対し、締めくくり的な質疑を行った。

②調査の概要 (略)

③主な指摘事項

本審査会におけるこれまでの議論を踏まえ、以下のとおり指摘するとともに、各点について、政府は適切に対応することが必要と考える。

○ 不適切な管理事案が明らかになったことを踏まえ、更なる事案の発生を予防するため、 不適切事案が発生した場合は、発生原因と講じた再発防止策についての情報を当該行政 機関にとどめることなく、内閣情報調査室が取りまとめて各行政機関と共有すること。 また、秘密情報の管理方法に関する他国の優良事例を研究し、実効性の高い取組があれば積極的に各行政機関へ情報提供し、取組を促すこと。

- 運用基準において、指定の有効期間を年数により設定することが困難である場合は、 有効期間を5年とした上で、指定の解除条件を明らかにするよう努めることが求められ ている中、大半の特定秘密の有効期間が5年に設定され、延長される一方、解除条件が 設定されているものが3割にとどまっている状況を踏まえ、解除条件を設定すべき特定 秘密に該当するかどうかを厳格に判断するとともに、設定件数の増加を促す取組を進め ること。
- 本審査会は厳格な保護措置を講じており、特定秘密保護制度の運用状況を監視する本 審査会の役割と責務を果たすためには、政府のより一層の情報開示が重要であることを 踏まえ、本審査会が行政機関に説明を求めた場合には、不開示情報を含めた具体的な説 明を適確に行うなど、真摯かつ適切に対応すること。
- 内閣府独立公文書管理監の指定の有効期間の検証・監察においては、1年以上掛かっているものが数多く見られるところ、延長の判断が適正でないものが含まれている場合、長期間にわたり是正されないままになるため、おおむね1年以内に検証・監察が終わるよう、検証・監察の実効性を高め、必要な体制を整備すること。

④年次報告書における指摘事項に係る政府の対応

○ 本審査会の年次報告書(令和2年11月)における指摘事項に係る政府の対応について、 令和3年12月21日の審査会において、内閣官房(内閣情報調査室)から説明聴取した内 容を掲載。

(3) 審査の経過及び結果

○ 審査の要求・要請はなかった。

(4)委員派遣

○ 内閣衛星情報センター(東京都)における特定秘密の指定状況及びその管理等に関する実情調査のため、同センターへの委員派遣を行った。

(5) 特定秘密の提出・提示の要求

○ 委員派遣において、内閣官房(内閣衛星情報センター)から、本審査会が要求した特 定秘密の提示を受けた。

(6)勧告

○ 勧告は行わなかった。